

ID: 1574

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	負担限度額及び特定負担限度額の差額の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則 第83条の8第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成11年厚生省令第36号		
【根拠条文】 (特定入所者の負担限度額に関する特例) 第83条の8 市町村は、認定証を特定介護保険施設等に提示できなかったために食事の提供に要する費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要する費用として食費の基準費用額(法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額をいう。)及び居住費の基準費用額(同項第2号に規定する居住費の基準費用額をいう。)を超えない金額を支払った要介護被保険者について、その提示できなかったことがやむを得ないものと認められる場合に、当該金額から食費の負担限度額(同項第1号に規定する食費の負担限度額をいう。第3項において同じ。)及び居住費の負担限度額(法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額をいう。第3項において同じ。)を控除した額に相当する額を特定入所者介護サービス費として支給することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日